

社会福祉法人積心会

役員等報酬規程

令和2年6月

社会福祉法人積心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人積心会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了または辞任、あるいは死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表1に定める額に、職員に支給する月数と同数の月数を掛けた額
- (3) 退職手当については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等)

第4条 定款第21条の規定による理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は、1,500,000円とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には、本規程に基づく役員等の報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、職員給与規程第7条に定める日とする。

(2) 賞与については、職員給与規程第45条に定める月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第8条 削除

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月28日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年6月19日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額500,000円
業務執行理事	月額400,000円
理事	月額300,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円